

中小企業金融円滑化法の失効期限の延長措置等を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、世界経済の低迷等を背景として、長引くデフレ経済による低価格競争や長期化する円高、原油・資材価格の高騰等により、厳しい経営状況が続いている。

このような中、中小企業等の申し出により、金融機関に条件変更や返済猶予など負担の軽減に応じる努力義務が課された中小企業金融円滑化法が施行された。その後の期限が延長され、30万～40万社の企業が利用していると言われていたが、平成25年3月31日で失効となる。

同法の終了により、資金繰りが苦しい企業に深刻な影響を与え、特に中小企業の経営悪化や雇用の喪失、さらには国内産業の空洞化が予測される。

国は、同法の期限の失効を視野に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定し、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮や企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化等の取り組みを行うこととしている。

しかしながら、金融機関による中小企業の経営改善等に係る着実な支援が確保されないと、同法の失効による中小企業の不安は払拭されない。

よって、国においては、厳しい経営環境におかれる中小企業を継続して支援するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 厳しい環境にある中小企業の資金繰りを支援するため、中小企業金融円滑化法の失効期限を一定期間延長すること。
- 2 金融機関による中小企業への経営改善等の支援が着実に実施できる体制を整備すること。
- 3 中小企業の経営の維持・安定を図るため、長期化する円高に対応した新たな支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

徳島県議会議長 檜 本 孝